

社会福祉法人美濃陶生苑 定 款 (昭和52年6月17日 議第1号)

【最終改正：令和5年9月28日評議員会議第3号】

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （ア）特別養護老人ホームの経営
- （イ）軽費老人ホームの経営
- （ウ）養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

- （ア）老人デイサービス事業の経営
- （イ）老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人美濃陶生苑という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の住民の中で、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料または、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県土岐市駄知町1858番地の2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもつて構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び收支予算の承認
 - (5) 計算書類（貸借対照表及び收支計算書）及び財産目録の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
 - (12) 解散
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、評議員会の日の5日前までに、各評議員に招集通知を発する。

2 評議員の全員の同意があれば、召集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日の4週間前までに評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

4 前項の業務執行理事のうち、1名を常務理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 理事の選任については、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 監事の選任については、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担遂行する。

4 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 常務理事は、理事長を補佐する。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準と範囲に従つて算定した額を支給することができる。

（職員）

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

（損害賠償責任の免除）

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償す

る責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事（理事長、常務理事、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 6 章 理 事 会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から選出する。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

（資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とす

る。

- 2 基本財産は、別表第1に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用運用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理及び保有株式にかかる議決権の行使)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。
- 4 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(特別会計)

第36条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

（会計処理の基準）

第40条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 公益を目的とする事業

（種別及び運営管理）

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの運営受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（余剰金が出た場合の処分）

第43条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業または、公益事業に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を岐阜県知事に届出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人美濃陶生苑の掲示場に掲示するとともに、新聞、官報及び電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 (昭和52年6月17日 議第1号)

この定款は、公布の日から施行し、厚生大臣の認可のあつた日から適用する。

附 則 (昭和53年7月3日 議第9号)

この定款は、公布の日から施行し、厚生大臣の認可のあつた日から適用する。

附 則 (昭和55年12月22日 議第23号)

この定款は、公布の日から施行し、厚生大臣の認可のあつた日から適用する。

附 則 (昭和60年3月27日 議第10号)

この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日 議第9号)

この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月23日議第19号)
この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年9月25日議第15号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (昭和63年8月31日議第18号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成2年3月27日議第5号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成4年3月30日議第2号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成5年12月16日議第26号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成6年3月22日議第36号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成7年12月15日議第44号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成8年3月27日議第5号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成10年5月27日議第20号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成11年12月15日議第42号)
この定款は、平成12年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成12年3月24日議第4号)
この定款は、平成12年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成13年12月13日議第24号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成13年12月17日議第31号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成15年7月3日議第28号)
この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成17年3月9日議第1号)
この定款は、平成17年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。
附 則 (平成17年12月16日議第31号)

この定款は、平成18年1月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成18年3月24日議第4号)

この定款は、平成18年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成19年5月30日議第14号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成19年10月4日議第22号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。ただし、第13条の改正については、平成19年12月17日から施行する。

附 則 (平成20年2月12日議第1号)

1 この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

2 苑舎及び車庫の面積が登記簿の面積と異なった場合は、それぞれ登記簿の面積に改める。

附 則 (平成20年5月28日議第21号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成21年3月26日議第1号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成21年12月16日議第16号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成22年3月24日議第4号)

この定款は、平成22年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成23年12月16日議第17号)

平成24年4月1日以降、新たに就任する役員及び評議員の任期は、第6条及び17条の規程にかかわらず、平成25年12月16日までとする。

この定款は、平成24年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成28年9月30日議第22号)

この定款は、平成28年10月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (平成28年12月12日議第30号)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月12日議第36号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (令和1年7月30日議第22号)

この定款は、令和1年10月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (令和1年12月20日議第33号)

令和2年4月1日以降、新たに就任する役員及び評議員の任期は、第8条及び22条の規程にかかわらず、令和3年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

この定款は、令和2年4月1日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (令和2年3月9日議第10号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (令和3年6月23日議第3号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則 (令和4年3月14日議第7号)

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

(岐阜県知事の認可日：令和4年6月29日)

附 則 (理事会：令和5年3月16日議第6号) (評議員会：令和5年3月23日議第3号)

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日：令和5年5月11日 (岐阜県指令高第171号))

附 則 (理事会：令和5年9月20日議第12号) (評議員会：令和5年9月28日議第3号)

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日：令和5年11月6日 (岐阜県指令高第171号の13))

別表第1（第18条第2項関係）

基本財産

建 物

(1) 所在 土岐市駄知町字神戸1858番地の2 外1筆

特別養護老人ホームとき陶生苑

苑 舎 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 7,178.31m²

車 庫 鉄骨造コンクリート板ぶき平家建 117.00m²

地域密着型特別養護老人ホームとき陶生苑ききょう

苑 舎 鉄骨造陸屋根3階建 1,828.10m²

(2) 所在 瑞浪市釜戸町字森前833番地 外1筆

特別養護老人ホームみずなみ陶生苑

苑 舎 鉄筋コンクリート造瓦葺3階建 2,558.78m²

みずなみ陶生苑デイサービスセンター

苑 舎 鉄骨造かわらぶき平家建 344.22m²

(3) 所在 多治見市小名田町小瀧5番地411

特別養護老人ホームたじみ陶生苑

苑 舎 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 4,420.07m²

車 庫 鉄骨陸屋根平家建 117.00m²

(4) 所在 多治見市笠原町2854番地1 外9筆

特別養護老人ホームかさら陶生苑・ケアハウスかさら陶生苑・

デイサービスセンター

苑 舎 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 5142.25m²